



漸進的無償化プログラム（高等教育版）の提案

渡部，昭男

(Citation)

関西私大助成シンポジウム2018：高等教育の無償化と教育に対する公的支援の意義を考える：1-39

(Issue Date)

2018-12-01

(Resource Type)

conference object

(Version)

Not Applicable (or Unknown)

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100498399>



関西私大助成シンポジウム2018@同志社大学良心館303

2018.12.1（土）14:00-17:00

高等教育の無償化と教育に対する公的支援の意義を考える

漸進的無償化プログラム （高等教育版）の提案

表1 「教育無償化」新聞記事数

年	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
毎日新聞*	4	1	2	10	10	9	79	420
朝日新聞**	5	1	7	12	7	6	64	517
読売新聞***	5	0	1	13	7	9	38	275

*「毎索」により対象紙に「毎日新聞」のみを指定して「簡易検索」した件数。

**「聞蔵Ⅱ」により対象紙に「朝日新聞」のみを指定して「シンプル検索」した件数。

***「ヨムダス歴史館」により「全国紙」のみを指定し「平成検索」した件数。

渡部 昭男（神戸大学）

akiowtnb@port.kobe-u.ac.jp

もくじ

1. 教育無償化 2012転換課題、規範は条約の中に
2. 人権としての**Right to Education**
フォン・クーマンズ教授シンポジウム
日弁連への人権救済申立て
3. 義務教育の無償
4. 高校教育の無償
5. 高等教育の無償
6. 漸進的無償化プログラム（高等教育版）
7. 信州で学び・働き・暮らそう
8. 韓国の熱い動向

1-1. 2012年転換課題

- 「教育無償化」改憲論

震源地は2016.3.24.維新の会「憲法改正原案」

→日本国憲法26条に3項を追加：幼児～高等教育の無償

首相2017.1.第193回国会の施政方針演説で前向きな発言

→「教育無償化」を改憲への印象操作の具・露払い役にする意図

- 教育無償化の理念を高く掲げることは必要かつ重要

* 国際人権A規約13条2項 ⇒ 2012年転換課題

a)初等教育の無償、b)中等c)高等教育の漸進的無償化

2012.9.にb)c)留保撤回→憲法98条2項：誠実遵守の義務

外務省
Ministry of Foreign Affairs of Japan

本文へ | English | リンクページ | よくある質問集 | サイトマップ

文字サイズを変更 あ あ あ

フリーワード検索 Google カスタム検索 詳細検索 | 検索方法

外務省案内 | 通航関連情報 | 各国・地域情勢 | 外交政策 | ODA | 会談・訪問 | 報道・広報 | キッズ外務省 | 史料・公開情報 | 各種手続き・ご意見

トップページ > 外交政策 > 人権・人道 > 人権外交 > 国際人権規約 > 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(社会権規約)第13条2(b)及び(c)の規定に係る留保の撤回(国連への通告)について

人権・人道

経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(社会権規約)第13条2(b)及び(c)の規定に係る留保の撤回(国連への通告)について

平成24年9月

日本国政府は、昭和41年12月16日にニューヨークで作成された「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(社会権規約)の批准書を寄託した際に、同規約第13条2(b)及び(c)の規定の適用に当たり、これらの規定(特に、無償教育の漸進的な導入により)に拘束されない権利を留保していたところ、同留保を撤回する旨を平成24年9月11日に国際連合事務総長に通告しました。

この通告により、日本国は、平成24年9月11日から、これらの規定の適用に当たり、これらの規定(特に、無償教育の漸進的な導入により)に拘束されることとなります。

1-2. 教育無償化への道 規範はすでに条約の中にある

- ・ **公費教育拡充により社会全体を豊かにする方向性 & 「子育て教育の社会共同システム」の合意形成こそが重要**
(人間の本性：二足歩行＝食物運搬・分配論)

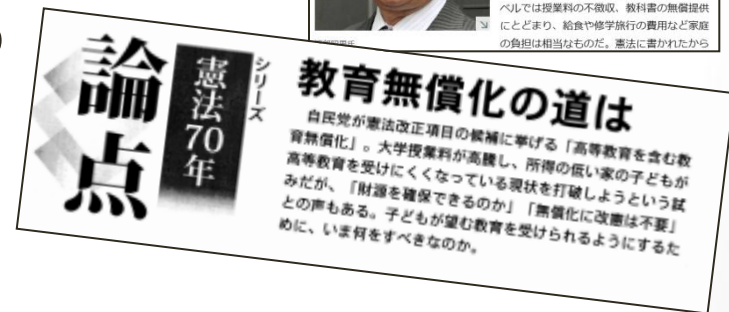
→国論を二分するような憲法改正や、
改正案に賛成か反対かを問う
国民投票にはなじまない。

→むしろ弊害の方が大きい。

出典 渡部昭男：オピニオン/

論点 憲法70年シリーズ 教育無償化の道は/ 「すでに法律
に理念はある」 (毎日新聞2017年9月8日朝刊)

<https://mainichi.jp/articles/20170908/ddm/004/070/019000c>



2-1.人権Human Rights としてのRight to Education

- **フォン・クーマンス教授**（オランダ・マーストリヒト大学／ユネスコ人権平和職）を招いてのシンポジウム**2018.1.27**

⇒「エンパワーメントの権利empowerment right」

教育は①人格を形成する、②社会に貢献する、③人生／生活をコントロールする、④社会を統治する、⑤社会階層を上る、といった形で人々をエンパワー

⇒「鍵となる権利key right」

働く権利、健康への権利、食べ物への権利、政治参加の権利、完全参加と平等の権利など、他の諸権利を享受する鍵

2-2. 国家に義務を履行させる 力＝市民のモニター活動

- ・ クーマンズ教授は

「A規約は法的拘束力を持つ」

しかし「**実行させることは困難を伴う**」とも指摘

- ・ 例えば、締約国は「立法措置その他のすべての適当な方法によりこの規約において認められる権利の完全な実現を漸進的に達成するために、自国における**利用可能な資源を最大限に**用いることにより、・・・行動をとることを約束する」（A規約二条一項）

⇒「**最大限に**」が理想主義を表す一方で、「**利用可能な**」は現実主義を表しており、相容れない二つの語句が並んでいる

⇒関連して、「**義務を遵守する能力がないinability**」ことと、「**義務を遵守する意志がないunwillingness**」ことは、区別すべきである

↓

- ・ **2018年問題**：定期報告（第四回政府報告）国連提出2018.5.31

2-3.日弁連に人権救済申立て

- 中等教育及び高等教育の漸進的無償化立法を求める会

<http://mushou.jinken-net.org/>

2018年11月1日、本会は日弁連に対して、「人権救済申立」を行った。この取り組みについて、弁護士ドットコムがネット上に記事を出した。https://www.bengo4.com/internet/n_8777/

以下、それを転載する。



学費を苦に中退、奨学金で破産…教育無償化しないのは「人権侵害」 日弁連に申し立て

高校や大学などに通う意思と能力があるのに、国が「教育無償化」のための取り組みを十分にせず、経済的理由から学生生活を送ることができない人が出ることは人権侵害だとして、有識者団体は11月1日、日本弁護士連合会に人権救済を申し立てた。教育無償化のための法整備も含め適切な措置を取ることを、日弁連として国に勧告するよう、求めている。

2-4.人権救済申立書の概要

- 第1 申立の趣旨
- 第2 申立の理由
 - 1 はじめに
 - 2 当事者
 - 3 **人権侵害の内容**
 - 4 **人権侵害である理由**
 - 5 **さらなる人権侵害の懸念**
 - 6 結論

中等教育及び高等教育の漸進的無償化を促進する立法など、具体的な行動をとる義務が被申立人（国／文部科学大臣）にあることを明確に意識するよう被申立人に求める必要があることは明らかである。

- 証拠方法

当事者

(申立書p.3)

- 申立人

社会権規約 13 条 2 項 (b) 及び (c) の実現を目指し、研究 (甲 2) を進めてきた有志研究者らが中心となって創設した団体 (権利能力なき社団) である。

- 被害者

中等教育及び高等教育段階 (日本においては基本的に短期大学を含む大学、専門学校に相当する。) で修学する意思及び能力があるにも関わらず、主に経済的な負担のために進学を断念し、中途退学を余儀なくされ、修学のための費用を得るための労働等により修学のための時間を奪われるなど充実した学生生活を送ることができず、又は修学のための負債の返済に困難を抱える者である。

- 加害者

被申立人＝国 (代表者・文部科学大臣) である。

申立の趣旨

被申立人は、立法措置その他のすべての適当な方法により、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（以下「社会権規約」という。）13条2項（b）及び（c）（**中等教育及び高等教育への権利及び漸進的無償化実施義務**）の完全な実現を漸進的に達成するため、**国における利用可能な手段を最大限に用いることにより、行動をとる義務があることを確認し、その迅速な実現のために中等教育及び高等教育の漸進的無償化を促進する法案(仮称)の立法を含め、その他適切な措置をとるよう、被申立人に勧告されたい。**

～～～

(b)種々の形態の中等教育（技術的及び職業的中等教育を含む。）は、すべての適当な方法により、特に、無償教育の漸進的な導入により、一般的に利用可能であり、かつ、すべての者に対して機会が与えられるものとする。

(c)高等教育は、すべての適当な方法により、特に、無償教育の漸進的な導入により、能力に応じ、すべての者に対して均等に機会が与えられるものとする。

なぜ日弁連への申立てなのか

- 2018.10.5「**若者が未来に希望を抱くことができる社会の実現を求める決議**」
- 「日本では、家庭の所得と学歴との相関性が高く、『**生まれた家庭**』の**経済力によって受けられる教育が左右されており、高等教育における学費の高騰等により進学できない若者も少なくない。**」と指摘した上で、「1 普遍主義の社会保障・人間らしい労働と公正な分配」において、「**(1)若者が置かれた現状を改善するものとして、全ての若者が、『生まれた家庭』の経済力や性別など自ら選択できない条件に左右されることなく、試行錯誤をしながら、学び、就労し、生活基盤を構築できる公平な条件を整備するため、①就学前教育・保育から高等教育までの全ての教育の無償化…をすべきである。**」と述べたことに、注目。

- これまでも、

「貧困の連鎖を断ち切り、すべての子どもの生きる権利、成長し発達する権利の実現を求める決議」（2010年10月8日人権擁護大会決議）

「子どもの尊厳を尊重し、学習権を保障するため、教育統制と競争主義的な教育の見直しを求める決議」（2012年10月5日人権擁護大会決議）等

- 具体的な施策なしにはこの決議の実現は容易ではなく、他方で中等教育及び高等教育の経済的負担による教育への権利の侵害は、現在もやむことなく、またさらに深刻化するおそれがある。

⇒重要なことは、**具体的な方法論、とりわけ立法政策を検討する段階に至った。**

2-5.漸進的無償化を促進する法案

- 1 法律案の名称
(仮) 中等教育及び高等教育の漸進的無償化を促進する法案
- 2 法律案の趣旨
 - (1) **社会権規約の主要な規定を国内法化する。**
 - (2) **それを実施する国内制度を創設する。**
- 3 国内法化すべき主要規定
 - (1) 社会権規約 2 条 1 項 (国の作為義務)
 - (2) 社会権規約 2 条 2 項 (差別禁止)
 - (3) 社会権規約 1 3 条 2 項 (b) (c) (中等教育及び高等教育への権利、漸進的無償化実施義務)
- 4 実施のための機関の概要
 - (1) 内閣府に設置
 - (2) **毎年の施策(ロードマップ)及び調査結果を国会に報告する義務**
 - (3) **中等教育・高等教育漸進的無償化促進会議**の設置構成員は、首相、官房長官及び関係大臣とする。
 - (4) **中等教育・高等教育漸進的無償化促進調査推進委員会**の設置構成員は、学識経験者及び関係行政機関職員とする。

3-1.(1)義務教育の無償①

- 第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。
- 2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。**義務教育は、これを無償とする。**

～～～

- 兼子仁1978『教育法[新版]』→「国の義務教育無償義務」
＝「国民の教育を受ける権利に対応して義務教育費をすべて無償化していくべき」
- 結城忠2012「義務教育を受ける権利と義務教育の無償性」
→「かかる制度の採否を立法政策（立法裁量）に委ねることは許されない」

3-2.(1)義務教育の無償②

(義務教育)

- 第5条 国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。
- 4 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない。



- 義務教育の対価としての授業料の不徴収に限定した定め方が今も踏襲されている。
- ①授業料無償説、②法定範囲無償説、③修学費無償説の3つの学説がある。
- 義務教育においてさえ、授業料不徴収から無償範囲を拡大していく②の過程にある。

3-3.(1)義務教育の無償③

- 義務教育の無償に係る構造

- 1)授業料の不徴収

- 2)教科書の無償給与

1963～義務教育段階における教科書無償給与

- 3)就学奨励制度

1954～特別支援教育就学奨励費

⇒通学費、給食費、教科書費、学用品費、修学旅行費、
寄宿舎日用品費、寝具費、寄宿舎からの帰省費など

- 4)就学援助制度

要保護・準要保護の家庭

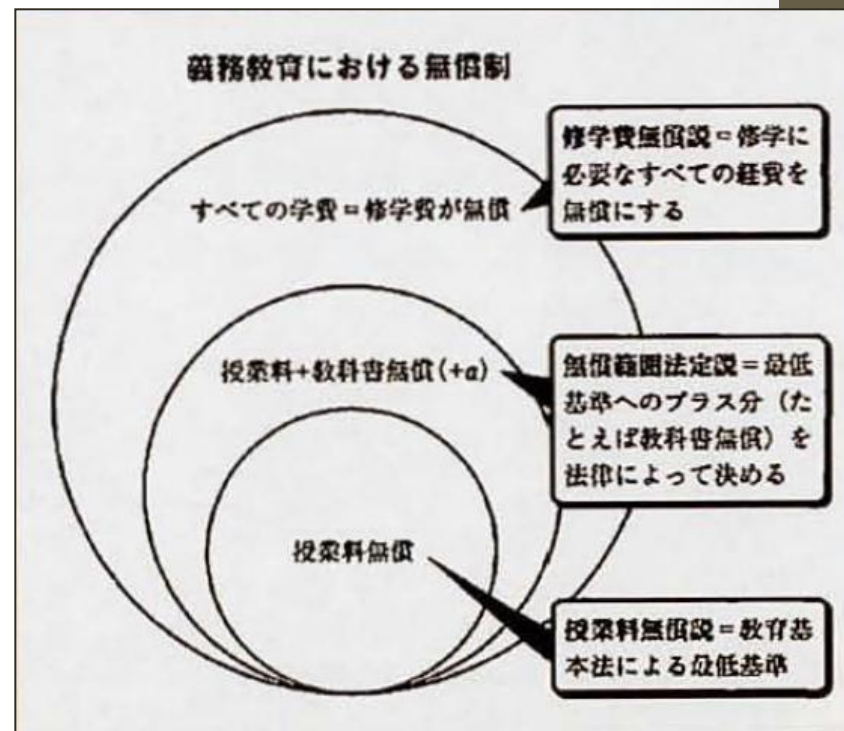
⇒学用品費／体育実技用具費／新入学児童生徒
学用品費等／通学用品費／通学費／修学旅行費
／校外活動費／医療費／学校給食費／クラブ活
動費／生徒会費／PTA会費

- 5)生活保護による教育扶助



地方レベルで無償範囲の拡大運動が進行中

修学旅行費、給食費など 山梨県早川町/京都府伊根町



3-4.(1)義務教育の無償④

- 憲法＋教育基本法、学校教育法＋関連法、生活保護法 等

○教育基本法（教育の機会均等）

- 第4条 すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない、人種、信条、性別、社会的身分、**経済的地位**又は門地によって、**教育上差別されない**。
- 2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、**経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない**。

○学校教育法 第19条（就学援助）：経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。

○生活保護法 第13条（教育扶助）義務教育に伴って必要な教科書その他の学用品、通学用品、学校給食その他必要なもの

○子どもの貧困対策の推進に関する法律 2013成立/2014施行

2-5.(1)義務教育の無償⑤

子どもの貧困対策の推進に関する法律について（平成25年法律第64号）

現状・背景

- 子どもの貧困率
18歳未満の子どもで 15.7% (2010年OECD加盟34カ国中25位)
(2009年厚労省データ) (OECD(2014)データ) ※日本の数値は2009年
- ひとり親世帯での貧困率 50.8% (2010年OECD加盟34カ国中33位)
(2009年厚労省データ) (OECD(2014)データ) ※日本の数値は2009年
- 生活保護世帯の子どもの高等学校等進学率 89.9% (全体 98.4%)
(2013年厚労省/文科省データ)
- 世代を超えた「貧困の連鎖」

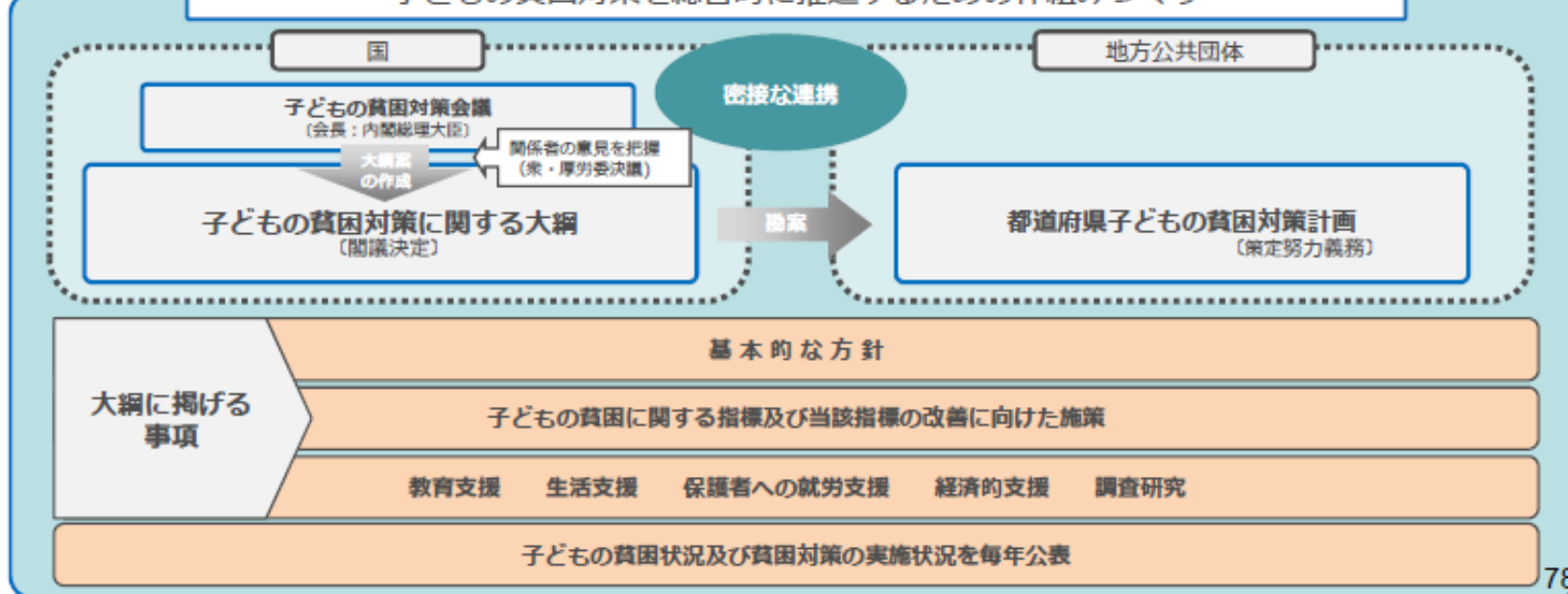
目的・基本理念

この法律は、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。

■ 子どもの貧困対策は、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として推進されなければならない。

■ 子どもの貧困対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、総合的な取組として行わなければならない。

子どもの貧困対策を総合的に推進するための枠組みづくり



4-1.(2)高校教育の無償①

- 義務教育無償は例示＝他の教育階梯の無償を排除せず



- 2010- 公立高等学校授業料無償制・高等学校等就学支援金制度の創設
 - 2014-高等学校等就学支援金制度（所得制限910万円未満の導入）
 - 保育を含む幼児教育無償化が検討中 →生涯にわたる人格形成の基礎を培う
- 2012年留保撤回以降の国会審議を分析すると、国際人権A規約を遵守する旨を一貫して表明している。
- 従前の自助論・受益者負担論からは一步踏み出している。
 - 論点は保育幼児教育を含めて、負担軽減／漸進的無償化をめぐる優先順位とその理由づけ、予算規模と財源、具体的な制度設計、私学への支援の在り方などに移行している。
- 消費税の使途変更、教育国債・子供国債、子ども保険、増税、節減など
- 教育未来投資論、国家人材開発論、貧困格差対策、少子化対策、地方創生等

4-2.(2)高校教育の無償②

- 2010年 高校無償化の導入
- 名称：公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律
- 目的：第1条 この法律は、公立高等学校について授業料を徴収しないこととするとともに、公立高等学校以外の高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとするにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。
- 趣旨：社会全体であなたの学びをささえます。
受益者負担・家族負担主義→社会全体の負担へ
- 根拠：①進学率約98%、②家庭の経済状況にかかわらず全ての意志ある高校生等、③国際動向／国際人権規約

4-3.(2)高校教育の無償③

- 高校教育の無償に係る構造

- 1)授業料の不徴収／負担軽減＝就学支援金 見直しにより2014～

- * 国：所得制限導入

市町村民税所得割額304,200円（910万円程度未満）の世帯

→当時の授業料減免支援制度＝**京都府900万円の独自制度が反映**

- * 国：私立高校生等への加算

0～250万円程度未満＝2.5倍、～350万円＝2倍、～590万円＝1.5倍

→**590万円：子どものいる世帯の収入のおよそ中央値**

- * 自治体：上乗せ事業～大阪府、東京都など

京都府：私立高等学校あんしん修学支援制度（授業料減免、学費軽減）

- 2)高校生版の就学援助制度（授業料以外）＝2014～奨学給付金

市町村民税所得割額が非課税（250万円程度未満）の世帯

- 3)貸与型奨学金 2005～都道府県移管、成績要件の撤廃などが課題

- 4)就学奨励制度 1954～特別支援教育就学奨励費

⇒通学費、給食費、教科書費、学用品費、修学旅行費、寄宿舎日用品費、寝具費、寄宿舎からの帰省費など

- 5)生活保護による教育扶助

5-1.(3)高等教育の無償①

- ・ 国際人権A規約（社会権規約International Covenant on Economic, Social and Cultural Rights、1966年国連総会採択、1976年発効／日本：1978年署名、1979年批准、2012年13条2項(b)(c)留保撤回）

⇒2012年転換課題が最も問われるのは＝高等教育

- ・ 児童権利条約（Convention on the Rights of the Child、1989年国連総会採択、1990年発効／日本：1994年批准）

第28条 the right of the children to education

1 締約国は、教育についての児童の権利を認めるものとし、この権利を漸進的にかつ機会の平等を基礎として達成するため、特に、

(a) 初等教育を義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとする。

(b) 種々の形態の中等教育（一般教育及び職業教育を含む。）の発展を奨励し、すべての児童に対し、これらの中等教育が利用可能であり、かつ、これらを利用する機会が与えられるものとし、例えば、無償教育の導入、必要な場合における財政的援助の提供のような適当な措置をとる。

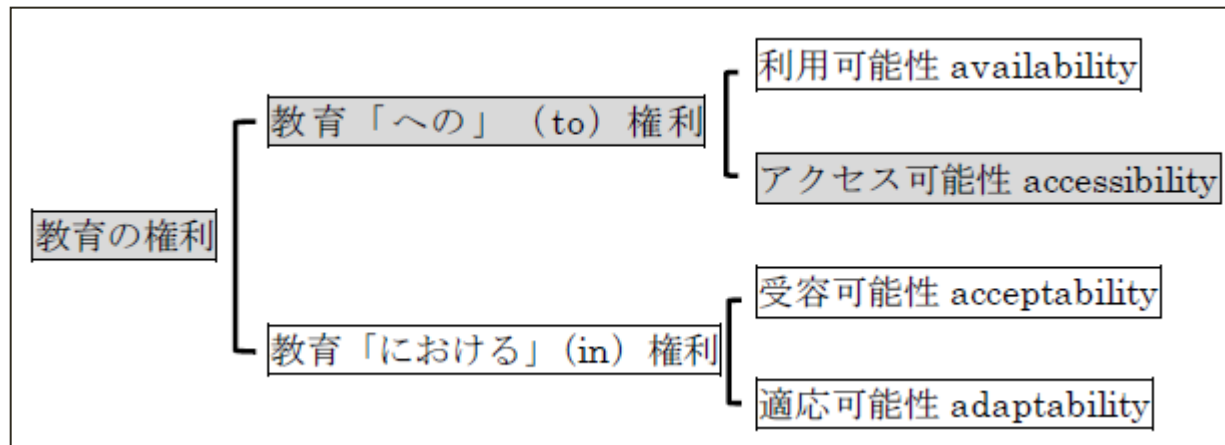
(c) すべての適当な方法により、能力に応じ、すべての者に対して高等教育を利用する機会が与えられるものとする。

5-2.(3)高等教育の無償②

- 国連人権理事会特別報告者 故Tomasevski(トマチェフスキー)

「4Aスキーム」において権利を基調とした教育を吟味

* 田中秀佳(2014)「国際人権法における教育の漸進的無償化——日本政府による社会権規約13条2項への留保撤回の意義」『日本教育法学会年報』(43)、pp.55-64・213



- 利用可能性：例 制度として用意／提供さえている教育
- アクセス可能性：例 排除されない（無償／漸進的無償化）の教育
- 受容可能性：例 分かる言語で理解できるカリキュラムの教育
- 適応可能性：例 社会やニーズの変化に適応できる教育

5-3.(3)高等教育の無償③

- ・ 田中（2014）国際人権法学者Beiterの論を紹介

1)尊重義務（obligation to *respect*）：国家に人権侵害の行動を禁じる義務 ×国立=高学費を維持／さらに値上げ

2)保護義務（obligation to *protect*）：私人による人権侵害を禁止し回避するための措置を国家に取らせる義務 ×私立〃

3)充足義務（obligation to *fulfill*）：国家に人権実現に向けた積極的措置を取らせる義務 ○法律、政策、プログラム

3)-a：容易にする義務（obligation to *fulfill(facilitate)*） 国家が個人や集団に権利実現を委ね、枠組みのみを整備するもの

3)-b：提供する義務（obligation to *fulfill(provide)*） 個人・集団が自身で統制不可能な理由によって、自ら権利を実現することが不可能であるとき、国家がその権利を提供する義務

5-4.(3)高等教育の無償④

- ・ 田中（2014）国際人権法学者Beiterの論を紹介 その2

- ・ 国際人権A規約第13条「教育への権利」

⇒指標策定やモニタリングの必要性

(1)法律が条約における締約国の義務を具体化し、実現するものであるかどうかをみる

Structural indicators

(2)法律、政策、プログラム等が権利実現のために効果的に策定されているかについての内容、程度をみる

Process indicators

(3)実施状況を評価する

Outcome indicators

6-1.漸進的無償化プログラム①

教育学と経営学の共創作業＝漸進的無償化プログラム中間提案2017

表2. 漸進的無償化プログラム（高等教育版）提言のための枠組み設定（渡部昭男2017）

	区分	国レベル	都道府県レベル	市区町村レベル	大学法人・学校法人レベル	民間レベル
A 学費	A1: 学費自体の軽減化					
	A2: 学費減免制の拡充					
B 奨学金・学生ローン等	B1: 給付型奨学金の拡充					
	B2: 無利子学生ローンの改善 ・成績要件の緩和 ・所得連動返還型 ・返還免除/・猶予 ・救済制度 等					
	B3: 有利子学生ローンの縮減					
	B4: 学内勤労奨学金等の拡充 ・学生雇用 ・SA、TA、RA 等					
C 修学支援	C1: 学習費の支援 ・教科書代補助 ・実験実習費補助 ・留学費補助 ・学会活動費補助 等					
	C2: 学生生活費の支援 ・学生寮の整備・拡充 ・家賃補助(学割拡大を含む) ・交通費補助(学割拡大を含む) ・まかない費補助(百円朝食)等					
D 就労支援 生活保障	D1: 就労支援 ・就活・インターンシップ費支援 ・起業経費支援 等					
	D2: 生活保障 ・若者手当/年金 等					

6-2.漸進的無償化プログラム②

- **A1：学費自体の軽減化**＝国際人権A規約＋憲法・教基法

【国立】授業料535,800円、入学金282,000円、検定料17,000円で推移
×2015.12.1.国会審議「15年間で約40万円の増、約93万円」の懸念?!

【公立】授業料：国立標準額と比較すると大学院大学を除く84校中、上回る額：3校（3.7%）、同額：76校（93.8%）、**下回る額：5校（6.2%）**。

○「**地域に配慮した入学金設定**」

【私立】留保撤回時の2012年度→直近の2014年度：私立大学平均の授業料は859,367円→864,384円へ上昇。入学料は267,608円→261,089円へ減少。



大学評価学会による「**半額化の提案**」2012と試算

*韓国のように学生の授業料負担を当面半額化するとしたら

「国立大学授業料（標準額）の半額相当267,900円」を「国公立大学学部学生数＋同大学院生数＋公私立短期大学生数＋高等専門学校専門課程学生数＋専修学校専門課程（専門学校）生数÷357万人」に掛ける計算式により9,564億円、すなわち**1兆円弱**という試算

6-3.漸進的無償化プログラム③

- **A2：学費減免制度の拡充**＝教基法4条＋（子ども貧困対策推進法）

＊国立大学等の授業料その他の費用に関する省令第11条（経済的負担の軽減のための措置）：国立大学法人は、経済的理由によって納付が困難であると認められる者その他のやむを得ない事情があると認められる者に対し、授業料、入学料又は寄宿料の全部又は一部の免除又は徴収の猶予その他の経済的負担の軽減を図るために必要な措置を講ずるものとする。



「漸進的無償化」 科研による東大方式の拡充提案と試算

- ＊ **世帯年収400万円以下家庭の授業料免除**＝対象を約1割と仮定

【神戸大学】学部生のみ：約6億21百万円、＋大学院生：約8億65百万円

【全国】国立大学学部学生に限定してスタート：約237億円、国公立大学学部学生：約1,384億円、公立短期大学生を加える：約66億円の追加、国公立大学院生を加える：約134億円の追加、国公立高等専門学校専門課程学生を加える：約12億円の追加、専修学校専門課程（専門学校）生を加える：約315億円の追加

→ **個人補助／機関補助方式？** 高等学校等就学支援金のように当該生に受給権を認めた上で就学する学校が代理受給する方式であれば無理がない

6-4.漸進的無償化プログラム④

- **B：奨学金・学生ローン等**

○様々な返還免除制度：人材養成&確保

1)鳥取県医師確保奨学金：10～15万円／月

2)看護職員修学資金等

3)理学療法士・作業療法士・言語聴覚士修学資金

4)介護福祉士・社会福祉士修学資金等

○様々な奨学金：地域づくり

1)市町村：

2) 広域連合

鳥取短期大学「中部ふるさと奨学金」

→県中部圏域出身の若者が、将来この中部圏域を担い活躍することのできる人材へ成長することを支援する目的で、鳥取短期大学生に対し、同大学の授業料の一部を奨学金として支給するもの。

2017年度で21年目を迎え延べ296人。



6-5.漸進的無償化プログラム⑤

- **B：奨学金・学生ローン等**

- *** 学生ローンの返還を支援する新たな仕組みの登場**

「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の一環：国の地方創生予算による「奨学金を活用した大学生等の地方定着の促進」事業2015年度～

【鳥取県】産業人材の確保とIUターンの促進を図るため、学生ローンの返還を助成する「鳥取県未来人材育成奨学金支援助成金」

【京都府】中小企業の人手不足の解消と従業員の定着及び若者の負担軽減を図るため、学生ローンの返済負担軽減制度を設ける中小企業を支援する「就労・奨学金返済一体型支援事業費」

- *** 学内勤労奨学金の事業化**

キャンパス内の補助的業務に雇用したり、SA（スチューデント・アシスタント）、TA（ティーチング・アシスタント）、RA（リサーチ・アシスタント）として学生や大学院生を雇用することで経済的支援や処遇改善

【早稲田大学】学生参画・ジョブセンター

「スチューデント・ジョブ（学内アルバイト）」

<https://www.waseda.jp/sjc/top/offer/>

6-6.漸進的無償化プログラム⑥

鳥取県未来人材育成奨学金支援助成金

もどる |

平成29年度助成金対象認定者180名募集！

奨学金の返還を助成します！



対象
就職先
(業種)

製造業・IT企業・薬剤師の職域
建設業・建設コンサルタント業・旅館ホテル業
保育士・幼稚園教諭の職域

※平成29年度より保育士・幼稚園教諭の職域が追加になりました！

鳥取県では近年、企業進出や事業拡大する企業が増え、就職の場が広がっています。
鳥取県は若い皆さんに鳥取県で活躍してもらうため産業界と協力して、
「全国初」の奨学金返還助成を行っています！

製造業、IT企業、薬剤師の職域、建設業、建設コンサルタント業、
旅館ホテル業、保育士・幼稚園教諭の職域

に県内就職を希望される

高専生、短大生、大学生、大学院生、卒業生(35歳未満)の方が対象です。
学生は、卒業年の前年度(4年制大学なら3年生)から認定申請できます。



鳥取県地域活性化雇用創造プロジェクト (外部リンク)



鳥取県立ハローワーク



鳥取県未来人材育成奨学金支援助成金



移住定住ポータルサイト



TORIoT (鳥取県戦略産業雇用創造プロジェクト データ活用人材育成事業)



とっとり産業人材育成支援サイト「とっとりstep」 (外部リンク)



6-7.漸進的無償化プログラム⑦

- ・ **C：修学支援：鳥取県内の事例**

【就学支援事業】 2017年度～「鳥取大学就学支援事業基金」

【学生寮の整備・拡充】 東京都内に男子寮、女子寮

【鳥取県内出身学生生活支援制度】 公立鳥取環境大学

2017年度学部入学生から「**鳥取県内出身学生生活支援制度**」

対象者：

- ①入学前年の4月1日から引き続き鳥取県内に住所を有している者
- ②入学前年の4月1日から配偶者または1親等の親族が引き続き鳥取県内に住所を有している者
- ③理事長が①又は②に該当すると認める者。

給付額：

- ①鳥取市に住民票を有しかつアパート等住居の賃貸借契約を結んでいる学生は月額**20,000円**（親族と同居している場合は除く）
- ②それ以外の学生は月額**10,000円**

期 間：通算**48ヶ月**（休学期間は給付しない）

【**無料朝食**】 鳥取大学：2004年度～「新入生ふれあい朝食会」

→立命館大学：「**100円朝食**」

6-8.漸進的無償化プログラム⑧

・ D : 就労支援・生活保障

【就活支援バス】 鳥取大学：就活支援バス＝就職活動時期に合わせてJR鳥取大学前～大阪（梅田）間において低料金（片道2千円）で運行。

→長野県：「信州でインターンシップ応援補助金」事業

【創業支援】 鳥取県：全国で初めて県下19の全市町村が「創業支援事業計画」を策定し、各市町村の商工団体が「創業支援事業者」に指定されている。創業の相談、創業計画策定支援、創業後の継続支援を行うとともに、創業のための有利な融資制度「創業支援資金」、「創業支援資金」及び日本公庫「新創業融資」を活用する者の当初3年間の利子補助、成長性の高い企業等の創業費等を支援する企業創業チャレンジ補助金などを設けている。

【生活保護】 生活保護制度は高卒後には就労するものとして制度設計がなされており、進学すると学生本人を生活保護から外す手続きがとられる。

【若者基礎年金】 広井良典氏は「若者基礎年金」を構想し、「人生前半における社会保障」を提起している。→12/18（月）企画@アバンティ会議室

7.信州で学び・働き・暮らそう

大学の地方分散と地方大学の充実のための支援について



しあわせ信州

新たな大学の設置

長野県立大学(仮称)の開学(H30予定)

- ・グローバルな視野を持ち、ビジネスや地域社会にイノベーションを創出していく自立した人材を育成
(入学定員240名)



長野県立大学(仮称)

長野県の取組

大学の魅力を高める

大学・地域連携事業(H26～)

- ・県内大学の「知の拠点」の機能を地域課題の解決に活用
- ・1事業400万円以内で地域課題の解決を図る取組を支援(補助率10/10)
- ・予算額:28,000千円



諏訪東京理科大学「オムニライド」の開発

奨学金による進学支援

入学金等給付事業(H26～)

- ・県内大学入学者に対して入学金等相当額(30万円以内)を支給
(非課税世帯等に属する者)

修学のための奨学金給付事業(H28～)

- ・県内大学で学ぶ学生の修学を支援
(理系年25万円・文系年15万円)
(非課税世帯等に属する者)

大学の魅力を発信

信州で学ぼう! 大学発信事業(H26～)他

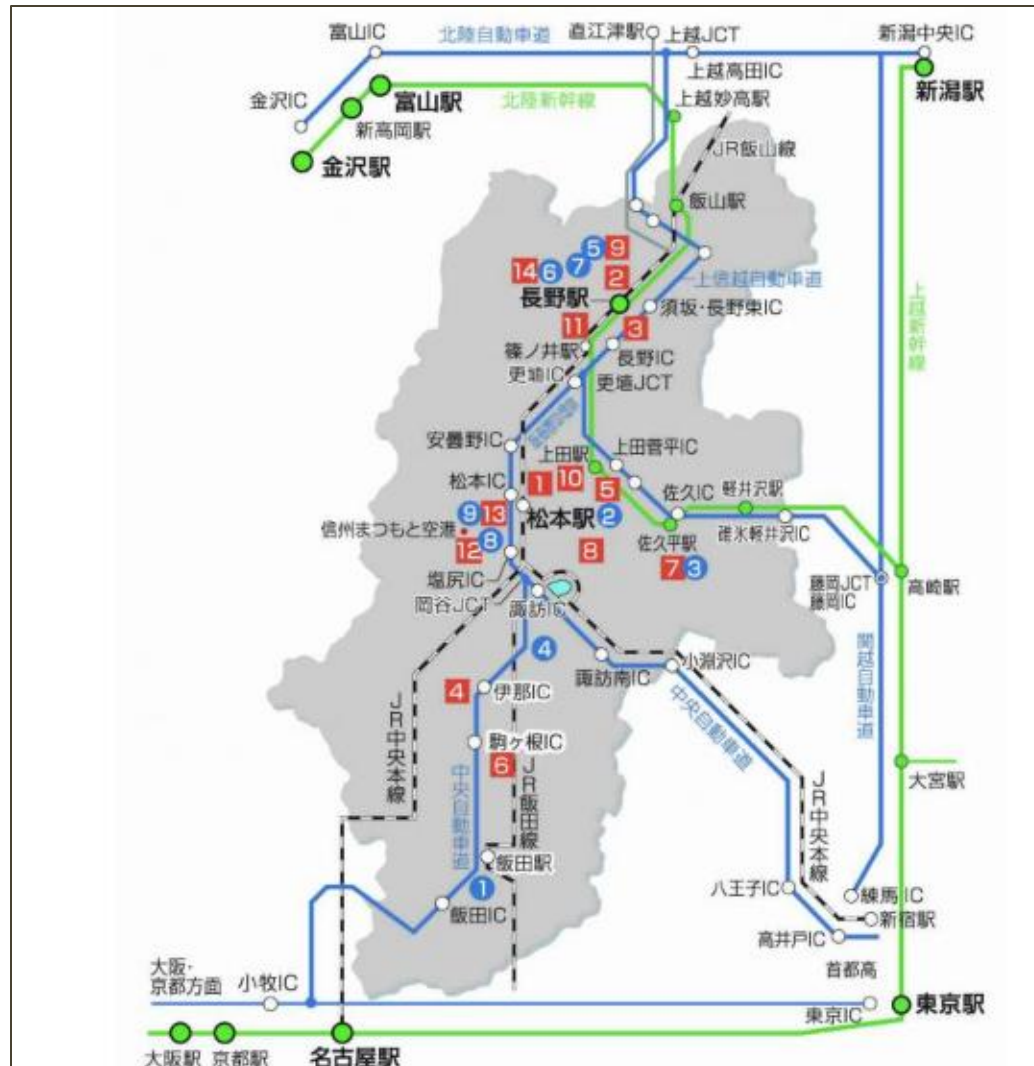
- ・長野県の大学で学ぶ魅力を発信
 - LINEによる情報発信
 - プロモーションビデオ
 - 山手線車体広告
 - 「信州の魅力発見大学」
(銀座NAGANO)
 - 県内高校生へのPR冊子の配布 等



山手線車体広告

長野県的高等教育機関

9 大学（国立1 [5キャンパス]、公立1、私立7）、6 大学院（国立1、公立1、私立4）
9 短期大学（公立1、私立8）、1 高等専門学校（国立1）、55 専門学校

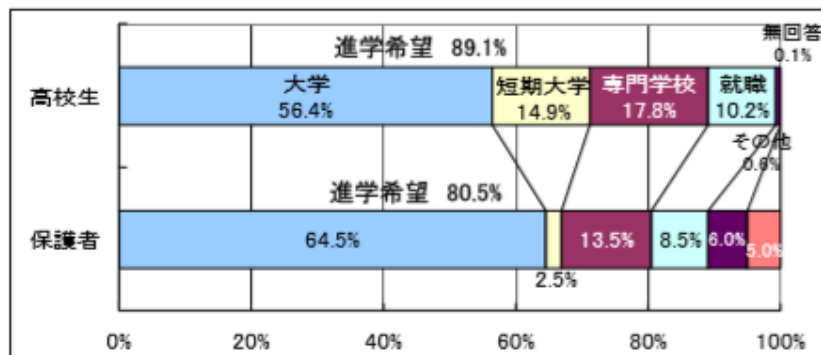


高等教育への進学要求

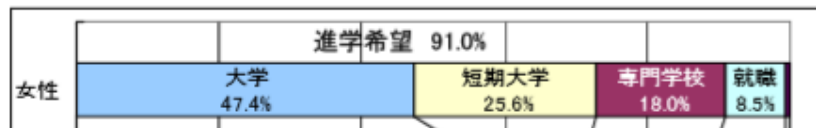
長野県の大学教育に関するアンケート2010

(1) 卒業後の進路希望〔高校生、保護者〕

- ◆高校3年生の56.4%が大学進学を希望。短期大学、専門学校を含めると、約9割の高校生が進学を希望している。なお、学校基本調査によると、平成21年度の長野県内高校出身者の進学率（過年度卒業生を含む）は大学43.2%、短期大学10.0%である。
- ◆高校生までの子どもがいる県民（以下「保護者」という。）では、64.5%が子どもの進学先として大学を希望しており、高校生よりも高い割合となっている。
- ◆短期大学への進学希望は、高校生14.9%に対し、保護者2.5%である。



- ◆高校生を男女別にみると、女性の4人に1人が短期大学への進学を希望している。



18歳での若者流出

大学の地方分散と地方大学の充実のための支援について



しあわせ信州

長野県の人材定着方針＝「郷学郷就」 きょうがくきょうしゅう



高等教育振興に向けて体制を整備



◇ 大学進学時の若者の
県外流出が課題！

◇ その原因のひとつ：
「大学の収容力」が低い！

順位	県	H27流出率(%)
1	和歌山	89.6
2	佐賀	86.2
3	島根	85.6
4	奈良	85.3
5	鳥取	85.1
6	長野	82.6

流出率＝県外大学入学者数／大学進学者数

順位	県	H27収容力(%)
42	岩手	20.0
43	佐賀	19.6
44	三重	17.8
45	長野	16.3
46	福島	16.2
47	和歌山	15.7

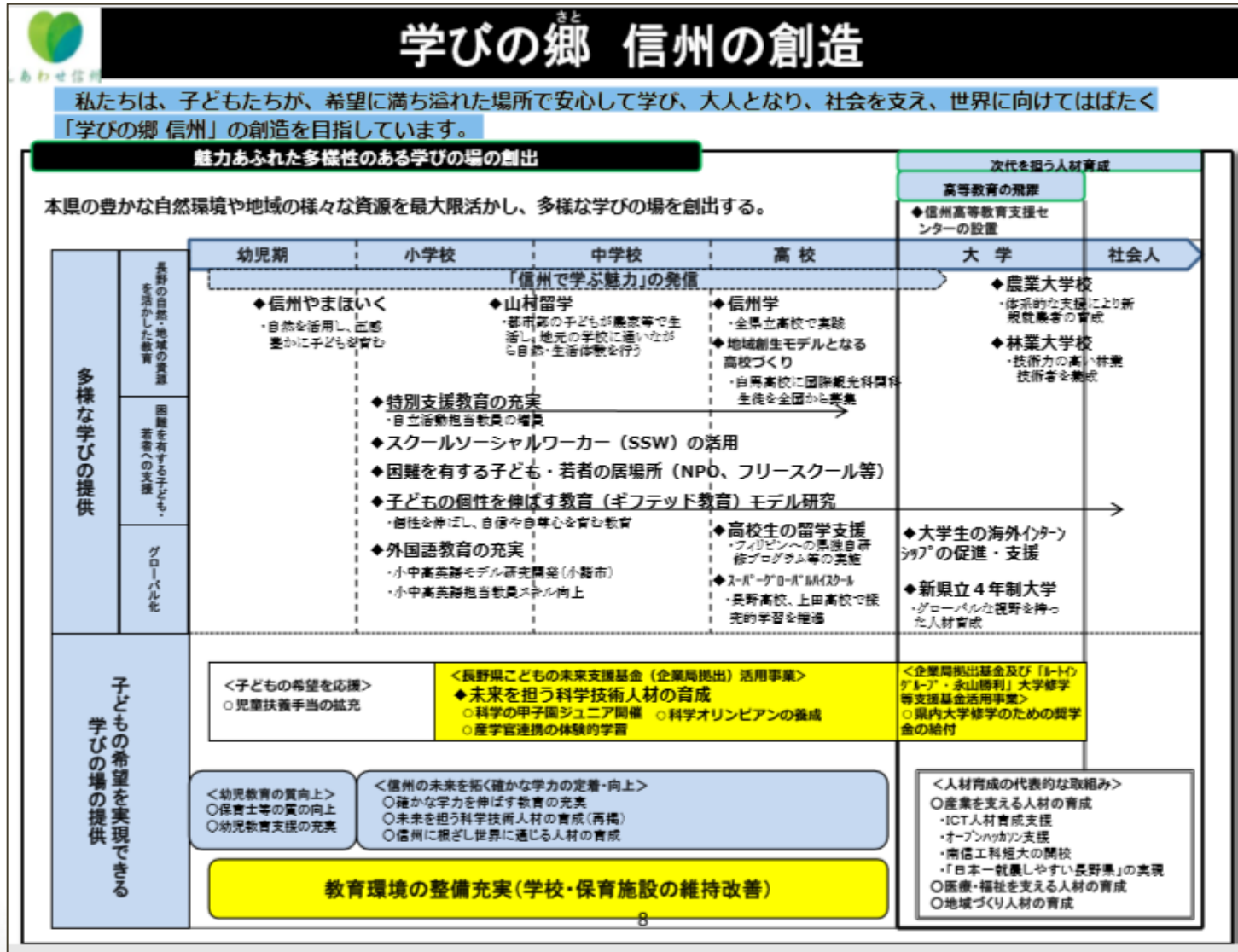
「大学の収容力」＝大学入学者数／18歳人口

①「私学・高等教育課」
設置
(H26.4)
＞高等教育振興を
一元的に実施

②「信州高等教育
支援センター」設置
(H28.4)
＞大学等の支援
＞魅力の発信 等

③「高等教育振興
基本方針」策定
(H28.5)
＞新たな大学・学部や
大学院設置の支援 等

「長野県の将来を担う子どもや若者～将来世代～を、幼少期から青年期までの全ステージにおいて応援するため」に



信州高等教育支援センター

(1)-2 信州高等教育の飛躍

県内の大学等が行う教育・研究・地域貢献の充実のための取組を支援するとともに新県立4年制大学を設置し、高等教育を更に飛躍させます。

信州高等教育支援センター

◆(新)信州高等教育支援センター運営事業

大学と連携して高等教育の充実を図り、県内外から人材の集まる学びの場の設置・誘致と学生の県内就職促進のための支援を総合的に行う「信州高等教育支援センター」を運営

- ・県内既存大学の魅力の向上支援
 - 学部・学科の再編等の改革や課題解決力を備えた人材を輩出するための取組を支援
- ・新たな大学、学部の設置支援
 - 既存の県内大学にない学部・学科等の設置を支援
- ・県内高等教育機関の魅力の発信
 - ・学生の県内定着に向けたインターンシップの推進
 - ・学生支援
 - 海外インターンシップに参加する学生に対する支援 等

「新県立4年制大学」の設置

＜これまでの取組・実績＞

- 新県立大学基本構想を策定、理事長予定者、学長予定者を決定し、教育課程の編成、教員の選考を実施
- 県民、関係者や高校生を対象とした意見交換会、説明会を実施
- 施設(三輪キャンパス、後町キャンパス)の設計完了

グローバルな視野を持って地域・ビジネス等に
イノベーションを創出できる人材育成を目指し
平成30年4月開学に向けた準備を進める

＜平成28年度の取組＞

- ◆教育課程の編成など教育内容を検討
- ◆三輪キャンパス、後町キャンパスの施設整備
- ◆大学設置認可を文部科学省に申請

信州の多様な学びの魅力の発信

＜これまでの取組＞

- 県内の高校生に対して、県内大学の魅力を伝えるリーフレット、冊子を配布
- 県内大学への県外からの志願者を増やすため、県外における県内大学合同説明会等を実施
- 特に大都市圏において県内で学ぶ魅力を発信するため、電車ラッピング等による広報を実施

＜課題＞

- 大学進学時の県外流出率は依然高く、県内大学への関心を高める必要がある

今後の方向性

若者への訴求力を高めながら、県内の多様な学びの魅力を県内外に発信

＜平成28年度の取組＞

- ◆引き続き、高等教育コンソーシアム信州と連携して県内高校生に対する県内大学の魅力を発信
- ◆LINEにより県内の多彩な学びの魅力を発信。県内の各教育機関のHP等に誘導(信州で学ぼう！魅力発信事業)

大学等の知的拠点機能の充実と地域課題の解決

大学・地域連携事業

(新)大学生の海外インターンシップの促進・支援

＜これまでの取組＞

- 産学官協働で学生支援のあり方を検討

＜課題＞

- 県内企業の海外進出に伴い、海外で活躍しようとする意欲と国際化に必要なマインド(教養)を持つ人材が必要

今後の方向性

海外インターンシップへの参加を契機に、学生が海外へ目を向け活躍の場を求める機運を醸成し、グローバル人材を育成

＜平成28年度の取組＞

- ◆(新)海外インターンシップに参加したい学生と受入企業をマッチング
- ◆(新)県内の学生が海外インターンシップに参加する場合の経費の一部を補助(大学生海外インターンシップ支援事業)

8. 韓国の熱い動向

2011.1.『狂った登録金の国』緊急出版、6.10.ろうそくデモ2万人、

10.26.ソウル市長補選、2012.12.19.大統領選挙 など

【国】**給付型国家奨学金**（2016年で支給学生は約120万人、所得階層10分位のうち8分位以下が対象、1・2分位は年額520万ウォンの満額支給、他は所得分位に応じた一定割合）。

【ソウル市】**ソウル市立大学校の登録金半額化**（機関補助：2011年477.5万ウォンを2012年239万ウォンに半減）、学生ローンの利子負担支援事業（個人補助：ソウル市内の大学に通う学生からソウル市出身の市外の大学に通う学生に拡大）。

【江原(カンウォン)道】**原道立大学の登録金減額化**（機関補助：例えば2011年人文系158.2万ウォンを2012年125万ウォンに減額）、**給付型道奨学金**（個人補助：江原道立大学生から道出身の道内大学進学者に拡大）。

【大学】各大学レベルでの給付型奨学金制度の創設を第Ⅱ種国家奨学金（大学1：国1の負担）枠により誘導促進

